

議案第12号

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条

第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和5年11月29日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(手数料) 第33条 略</p> <p>(適用除外) <u>第33条の2</u> 鳥取市の区域については、この条例の規定は、適用しない。</p>	<p>(手数料) 第33条 略</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前に鳥取市の区域においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	